二十二　債務履行禁止命令に違反する行為があったと認めたとき。	［一・二　略］
三　命令に係る特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等	［一・二　略］
四　命令に係る特定債権の内容	［五～七　略］
［五～七　略］	
二十三　法第十六条第三項の規定により命令を取り消したとき。	［一・二　略］
三　命令に係る特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等（法第十六条第三項第一号に掲げる場合にあっては、直近に財産凍結等対象者であったときの指定番号等）	［一・二　略］
四　命令に係る特定債権の内容	［五～八　略］
［五～八　略］	
二十四　法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認めたとき。	一　［略］
二　財産凍結等対象者に代わって規制対象財産を管理する者がある場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	一　［略］
三　［略］	一　［略］
四　財産凍結等対象者が所持している規制対象財産が法第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認めた理由	一　［略］
二十五　法第十七条第一項の規定により命令をしたとき。	一　命令を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等（その者が財産凍結等対象者に代わって規制対象財産を管理する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地））
	［二～四　略］
二十六　［略］	

二十二　支払禁止命令に違反する行為があったと認めたとき。	［一・二　同上］
三　命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等	［一・二　同上］
四　命令に係る特定金銭債権の内容	［五～七　同上］
［五～七　同上］	
二十三　法第十六条第三項の規定により命令を取り消したとき。	［一・二　同上］
三　命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等（法第十六条第三項第一号に掲げる場合にあっては、直近に公告国際テロリストであったときの指定番号等）	［一・二　同上］
四　命令に係る特定金銭債権の内容	［五～八　同上］
［五～八　同上］	
二十四　法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認めたとき。	一　［同上］
二　公告国際テロリストに代わって規制対象財産を管理する者がある場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	一　［同上］
三　［同上］	一　［同上］
四　公告国際テロリストが所持している規制対象財産が法第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認めた理由	一　［同上］
二十五　法第十七条第一項の規定により命令をしたとき。	一　命令を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等（その者が公告国際テロリストに代わって規制対象財産を管理する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
	［二～四　同上］
二十六　［同上］	